

令和 7 年度菊川市介護保険サービス事業者等指導監査要領

令和 7 年 3 月 31 日 長寿介護課

1 定義

この要領において、次の者を「介護保険サービス事業者等」という。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 23 条又は健康保険法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法（以下「平成 18 年旧介護保険法」という。）第 23 条の規定による指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者又はこれらの者であった者。
- (2) 前項に規定する事業者の従業者若しくは当該事業者の従業者であった者。

2 指導及び監査の基本的な事項

菊川市が介護保険サービス事業者等に対して行う指導及び監査は、本要領によって別に示す事項を除き、令和 4 年 3 月 31 日老発 0331 第 6 号により定められている「介護保険施設等指導指針」及び「介護保険施設等監査指針」に基づいて行う。

3 指導の形態

通常「介護保険施設等指導指針」第 3 により示されている集団指導又は運営指導によって行う。ただし、災害発生時等、これらの形態によることができない状況下においては、介護保険サービス事業者等より提出された書面を検査する書面指導によって指導を行うことができるものとする。

4 指導対象

書面指導の際の指導対象の選定は、「介護保険施設等指導指針」第 4 で示される運営指導の対象に準じて選定する。

5 指導方法等

(1) 書面指導について

ア 通知

書面指導の実施に当たっては、提出期限の 2 週間前までに、次に掲げる事項を文書等により指導対象となる介護保険サービス事業者等に通知する。

- (ア) 書面指導の根拠規定及び目的
- (イ) 対象事業
- (ウ) 提出資料

イ 指導方法

提出された書面を検査し、必要に応じて電話等により関係者から聞き取る方式に基づいて行う。

(2) 指導結果の通知等及び報告書の提出

運営指導又は書面指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、指摘事項とし、運営指導結果通知書によって通知し、改善報告書の提出を求めるものとする。

また、軽微な基準違反（違反の程度が小さい事項、介護給付費請求に直接影響しない事項）が認められた場合については、助言事項とする。この場合、口頭指導のうえ運営指導結果通知書によって通知するが、報告は求めず、次の運営指導又は書面指導の際に状況を確認するものとする。

(例)

内 容	具体的な事例	指摘の区分
契約書・重要事項説明書	存在しない 利用者や家族の署名が確認できない	指摘事項
	契約書に記載漏れが見られる	助言事項
	誤字・脱字	口頭指導で可とする
運営規程	指定基準に規定する事項が定められていない	指摘事項
	規程の内容及び表現に不備な点がある	助言事項
	規程の内容がわかりにくい点がある	助言事項
変更届	変更届提出に該当する事由が発生しているのに届出がされていない（事由の発生が指導の直前である場合を除く）	指摘事項
	提出期限（事由発生から10日以内）までに届出がされていない	助言事項